

令和元年度点検実施速報(全体)

○平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定

○令和元年度の点検実施率は、橋梁 約11%、トンネル 約13%、道路附属物等 約23%

<<平成26・27・28・29・30、令和元年度の実実施速報>>

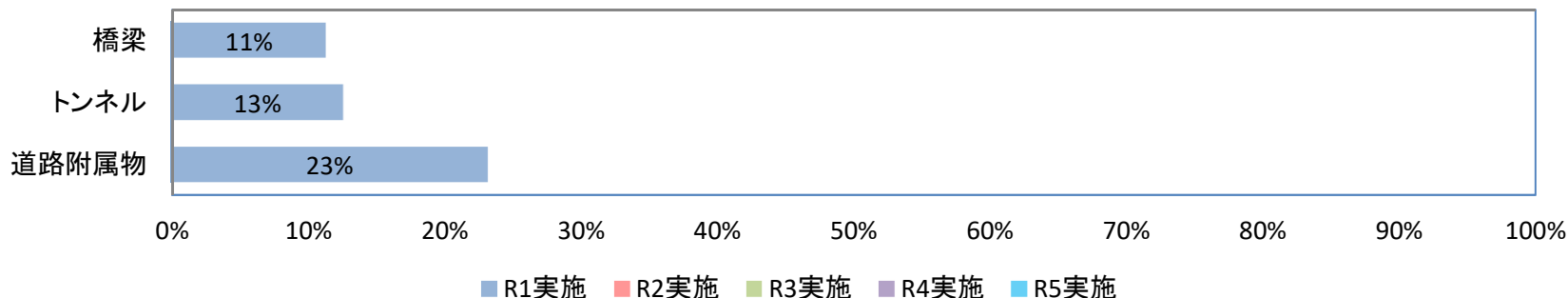
【令和元年度 点検状況(全体)】

道路施設	管理施設数	点検実施数					1巡目実施率	管理施設数	点検実施数 R1	2巡目実施率
		H26	H27	H28	H29	H30				
橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,916	100%	29,883	3,367	11%
トンネル	375	53	86	59	50	127	100%	375	47	13%
道路附属物等	2,117	359	549	315	393	501	100%	2,117	489	23%

【橋梁点検状況(管理者別)】

道路施設	管理施設数	点検実施数					1巡目実施率	管理施設数	点検実施数 R1	2巡目実施率
		H26	H27	H28	H29	H30				
国土交通省	1,240	315	213	274	268	170	100%	1,240	324	26%
高速道路会社	1,315	316	337	163	213	286	100%	1,315	353	27%
兵庫県	4,856	141	1,169	1,345	1,054	1,147	100%	4,856	641	13%
政令市	2,333	80	268	960	685	340	100%	2,333	204	9%
市町	20,139	1,347	4,593	5,655	5,571	2,973	100%	20,139	1,845	9%
合計	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,916	100%	29,883	3,367	11%

- ※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
- ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
- ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



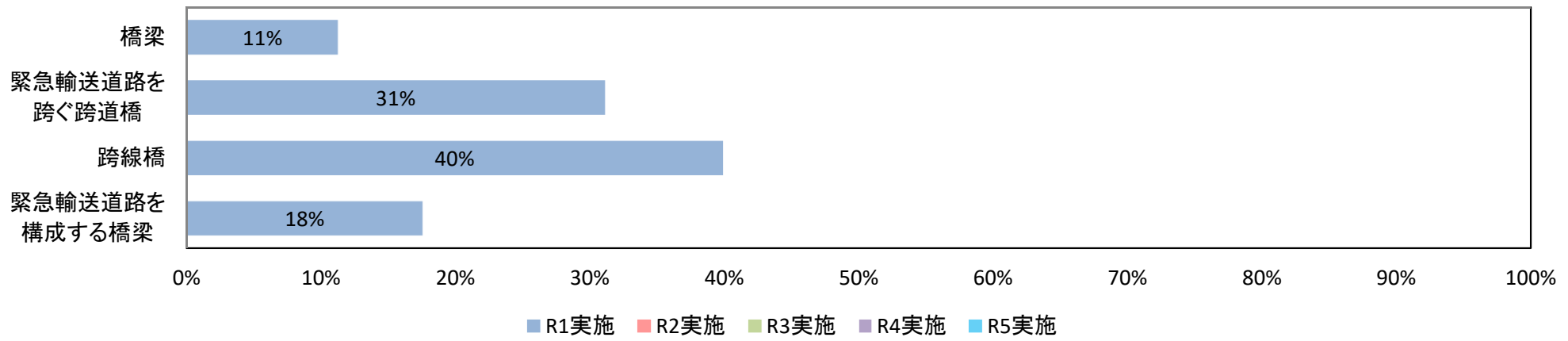
令和元年度点検実施速報(橋梁)

○最優先で点検すべき橋梁の令和元年度の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約31%、跨線橋約40%、緊急輸送道路を構成する橋梁約18%である。

<<最優先で点検すべき橋梁の平成26・27・28・29・30、令和元年度の実施速報>>

管理者	管理施設数	点検実施数					1巡目実施率	管理施設数	点検実施数 R1	2巡目実施率
		H26	H27	H28	H29	H30				
全橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,916	100%	29,883	3,367	11%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	659	174	127	102	101	155	100%	659	205	31%
跨線橋	276	37	60	48	49	82	100%	276	110	40%
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,474	720	1,004	947	824	979	100%	4,474	785	18%

※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
 ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



注: R2.3月末時点

<橋梁の点検方針>

- コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進
- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
 - ・跨線橋
 - ・緊急輸送道路を構成する橋梁

令和元年度点検実施速報(橋梁)

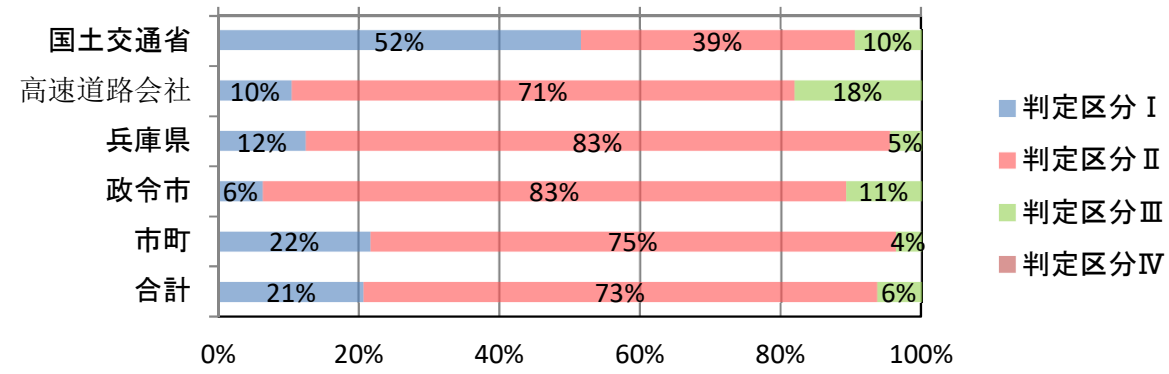
○令和元年度については、点検実施数に対して、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0橋（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 215橋（6%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 2,455橋（73%）

<<令和元年度管理者別点検速報（橋梁）>>

管理者	管理施設数	R1 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,240	324	167	126	31	0
高速道路会社	1,315	353	37	252	64	0
兵庫県	4,856	641	80	532	29	0
政令市	2,333	204	13	169	22	0
市町	20,139	1,845	400	1,376	69	0
合計	29,883	3,367	697	2,455	215	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合があります。

注：R2.3月末時点



橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が5割、市町は約2割、兵庫県・政令市・高速道路会社は約1割となっている。

判定Ⅱ：国が4割、高速道路会社・市町が約7割、政令市・兵庫県は約8割が予防保全段階となっている。

判定Ⅲ：全体的に2割弱となっている。

判定Ⅳ：なし

令和元年度点検実施速報(トンネル)

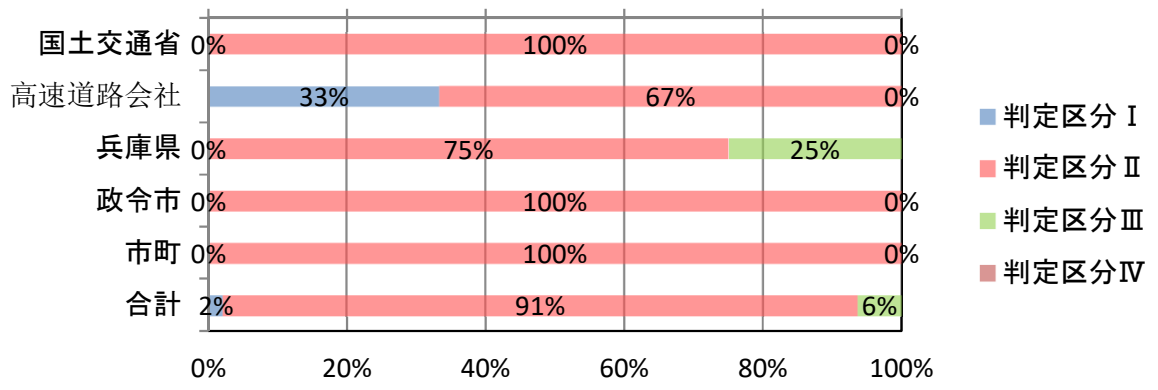
○令和元年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 3本（7%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 43本（91%）

<<令和元年度管理者別点検速報（トンネル）>>

管理者	管理施設数	R1 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	49	17	0	17	0	0
高速道路会社	134	3	1	2	0	0
兵庫県	118	12	0	9	3	0
政令市	45	11	0	11	0	0
市町	29	4	0	4	0	0
合計	375	47	1	43	3	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注： R2.3月末時点



トンネルの判定区分の評価

判定Ⅰ：高速道路会社は約3割となっている。
 判定Ⅱ：国は10割、兵庫県は8割弱、高速道路会社は約7割、政令市は10割が予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：兵庫県は2割が早く措置を講ずべき状態である。
 判定Ⅳ：なし

令和元年度点検実施速報(道路附属物等)

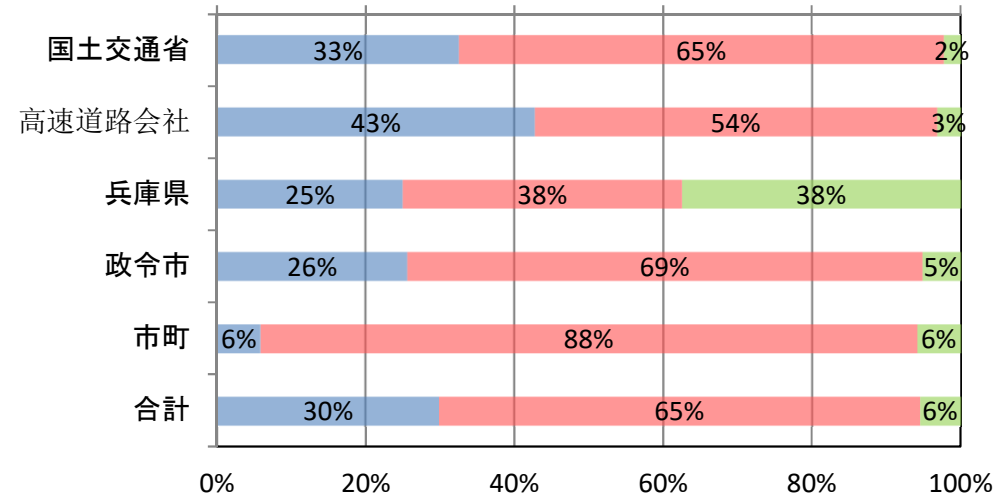
○平令和元年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0基（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 27基（6%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 316基（65%）

<<令和元年度管理者別点検速報（道路附属物等）>>

管理者	管理施設数	R1 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	450	43	14	28	1	0
高速道路会社	911	124	53	67	4	0
兵庫県	274	16	4	6	6	0
政令市	296	289	74	200	15	0
市町	186	17	1	15	1	0
合計	2,117	489	146	316	27	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注：R2.3月末時点



道路附属物等の判定区分の評価

判定Ⅰ：高速道路会社は約4割、国・政令市・県は約3割となっている。
 判定Ⅱ：市町が9割弱、残りは5割から6割が予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：兵庫県は約4割、残りは1割以下が早く措置を講ずべき状態である。
 判定Ⅳ：なし